

第95回 佐用町議会〔臨時〕会議録 （第1日）

令和2年5月1日（金曜日）

出席議員 (13名)	1番	金澤孝良	2番	児玉雅善
	3番	加古原瑞樹	4番	千種和英
	5番	小林裕和	6番	廣利一志
			8番	岡本義次
	9番	金谷英志	10番	山本幹雄
	11番	岡本安夫	12番	西岡正
	13番	平岡きぬゑ	14番	石堂基
欠席議員 (1名)	7番	竹内日出夫		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	大 上 千 佳
	書 記	橋 本 倫 法		
説明のため出席 した者の職氏名 (7名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	住 民 課 長	山 田 裕 彦	健康福祉課長	福 本 秀 基
	商工観光課長	真 岡 伯 好		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第１．会議録署名議員の指名

日程第２．会期決定の件

諸般の報告について

日程第３．行政報告について

日程第４．佐用町議会副議長の選挙の件

日程第５．議案第 62 号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第６．議案第 63 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について

日程第７．佐用町議会常任委員会委員の選任の件

日程第８．佐用町議会運営委員会委員の選任の件

追加日程第 1 第 1．佐用町議会議長辞職の件

追加日程第 2 第 1．佐用町議会議長の選挙の件

追加日程第 3 第 1．議席の一部変更

追加日程第 4 第 1．佐用町議会特別委員会委員の辞任の件（議会広報）

追加日程第 4 第 2．佐用町議会特別委員会委員の選任の件（議会広報）

追加日程第 4 第 3．播磨高原広域事務組合議会議員の選挙の件

追加日程第 4 第 4．にしはりま環境事務組合議会議員の選挙の件

追加日程第 4 第 5．西はりま消防組合議会議員の選挙の件

追加日程第 4 第 6．同意第 3 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

午前 10 時 00 分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに第 95 回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご参集賜り誠に御苦労さまでございます。

開会に当り一言御挨拶を申し上げます。

ここ数日、暖かくなり、夏らしくなってきたかと、ただ、世間ではコロナウイルス、緊急事態宣言等が発令され、本日の新聞にも載っておりましたですけれども、この間も 5 月 6 日ではなく延長されるというふうな方向になるようです。

そういった意味で、本日、大きな補正予算も組まれておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、今期臨時会において、本日付議されます案件は、副議長選挙の案件を始め、条例の一部改正議案 1 件、令和 2 年度一般会計補正予算案議案 1 件、常任委員会委員の選任等の議会構成に関する案件 2 件であります。

何とぞ、議員各位にはこれら諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

そしたら、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 改めまして、おはようございます。

4 月 7 日に緊急事態宣言が発令されて、非常に長く感じた 4 月が終わって、今日から、5 月に入りました。

5 月連休明けまでという緊急事態宣言も、もう既に、5 月いっぱいまでという延長が決定をされたということが報道もされております。

なかなか感染者数が若干減ってきているような状況も見えますけれども、収束の見通し

が立たないという中で、緊急事態宣言が延長されれば、学校等におきましても5月末まで、また、休業を延長するという事で、教育委員会のほうも決定をされております。

そういう中で、学校の9月新学期というような案が出たり、いろいろと今、混乱が続いている状況ですけれども、国におきまして、昨日、緊急事態に対する補正予算が国会を通過をした、成立したということでもあります。

それを受けまして、本日、町といたしましても、定額給付金、また、事業継続にかかる支援金、こういう予算化を今日、議会のほうにも提案をさせていただきます。

既に、4月20日に議決いただきました町の独自の商工業者に対する応援金につきましては、もう申請が昨日の段階で130件ぐらいありまして、60件ぐらいの方には、応援金を振り込みは完了したというような状況で、職員も少しでも、そうした非常に厳しい状況にあられる方に対しまして、応援をしながら、何とかこの緊急事態を乗り切っていきたいということで、今年、とりあえず、この5月いっぱい1カ月間、また、非常に長い1カ月間になろうかと思うんですけれども、今日も朝、課長会、また、対策本部を開催しまして、申し合わせをし、指示をしたところであります。

本日は、そうした中で、新型コロナウイルスに対する対策としての高齢者医療に関する条例と、一般会計の補正予算を上程させていただきます。

その後、また、行政報告として、若干、また、皆さんにも報告させていただく事項もありますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶にいたします。

議長（山本幹雄君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第95回佐用町議会臨時会を開会します。

なお今期臨時会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、総務課長、住民課長、健康福祉課長及び商工観光課長であります。

なお、竹内議員より病氣療養のため欠席届が提出され、受理しておりますので報告しておきます。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。

4番、千種和英君。5番、小林裕和君。以上の両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日5月1日の1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日 1 日限りと決定しました。

諸般の報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、諸般の報告を行います。
副議長の辞職許可について報告します。

昨日、4 月 30 日、副議長、竹内日出夫君から、副議長職の辞職願が提出され、地方自治法 108 条但し書きの規定に基づき、同日付で辞職を許可しましたので報告します。

また、同日付で、議会広報特別委員会委員の辞任願も提出されていることを報告します。
これで諸般の報告を終わります。

日程第 3．行政報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 3 の行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第 3 を終了します。

議長（山本幹雄君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 4．佐用町議会副議長の選挙の件

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 4、佐用町議会副議長の選挙の件を議題とします。
選挙に入る前に、議長並びに副議長の任期について、お諮りします。

佐用町議会での申し合わせにより、その任期は 2 年で、再任は妨げないということになっています。

議長並びに副議長の「任期を 2 年とし、再任を妨げない」と決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これより、佐用町議会副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、投票によって行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（山本幹雄君） ただ今の出席議員は13名であります。
会議規則第31条第2項の規程により、開票立会人2名を決めたいと思います。
お諮りいたします。1番、金澤孝良君。2番、児玉雅善君。以上の両君を指名したいと
思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（山本幹雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

議長（山本幹雄君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（山本幹雄君） 異常なしと認めます。
これより議会副議長選挙の投票を行います。
念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人
の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票願います。

議会事務局長（中石嘉勝君） それでは、呼び上げます。
1番、金澤議員。

〔1番 金澤孝良君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 2番、児玉議員。

〔2番 児玉雅善君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 3番、加古原議員。

〔3番 加古原瑞樹君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 4番、千種議員。

〔4番 千種和英君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 5 番、小林議員。

〔 5 番 小林裕和君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 6 番、廣利議員。

〔 6 番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 8 番、石堂議員。

〔 8 番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 9 番、岡本義次議員。

〔 9 番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 10 番、金谷議員。

〔10 番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 11 番、岡本安夫議員。

〔11 番 岡本安夫議員 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 12 番、西岡議員。

〔12 番 西岡 正君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 13 番、平岡議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 14 番、山本議長。

〔14 番 山本幹雄君 投票〕

議長（山本幹雄君） 投票漏れはありませんか。
投票漏れはなしと認めます。
投票を終了します。
これより開票を行います。
開票立会人の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（山本幹雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票。うち、有効投票 13 票。無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、小林裕和君 10 票。平岡きぬゑ君 3 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、小林裕和君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（山本幹雄君） ただ今、副議長に当選されました小林君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選されました、小林君から副議長就任の挨拶を受けます。副議長、挨拶。

〔副議長 小林裕和君 登壇〕

副議長（小林裕和君） ただ今の選挙でもって、皆さん方のご支援を受け、副議長という大役を仰せつかりました。

佐用町議会の円満で、規律を守り、円滑な議会運営ができますよう、議長と共に一生懸命頑張りたいというふうに思います。

皆さん方のご支援、また、町長をはじめ当局の職員の皆様のご支援、町民の皆さんのご支援を受けながら、また、指導を受け、一生懸命頑張っていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（山本幹雄君） 小林君の副議長就任の挨拶は、終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

午前 10 時 20 分 休憩

午前 10 時 21 分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き会議を続行します。

副議長（小林裕和君） ここで、ご報告いたします。先ほど、議長、山本幹雄君から議長を辞職したい旨の願い出がありました。

地方自治法第 106 条の規定により、ここからは、副議長の私が議長の職を代行しますので、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

お諮りします。佐用町議会議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、佐用町議会議長辞職の件を追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

午前 10 時 22 分 休憩

午前 10 時 23 分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を続行します。

追加日程第 1 第 1．佐用町議会議長辞職の件

副議長（小林裕和君） 追加日程第 1、佐用町議会議長辞職の件を議題とします。
地方自治法第 117 条の規定によって、山本幹雄君の退場を求めます。

〔山本幹雄君 退席〕

副議長（小林裕和君） お諮りします。山本幹雄君の議長の辞職を許可することに、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、山本幹雄君の議長の辞職を許可する
ことに決定しました。
山本幹雄君の入場を求めます。

〔山本議員 入場〕

副議長（小林裕和君） ただ今、議長が欠員となりました。
お諮りします。佐用町議会議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程
の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、佐用町議会議長の選挙の件を追加日
程第 2 とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。
ここで、しばらく休憩します。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 26 分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を続行します。

追加日程第 2 第 1．佐用町議会議長の選挙の件

副議長（小林裕和君） 追加日程第 2、佐用町議会議長の選挙を行います。
議長の選挙は、投票により行います。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

副議長（小林裕和君） ただ今の出席議員は、13名であります。

次に、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2人を決めたいと思います。
お諮りします。3番、加古原瑞樹君。4番、千種和英君。以上の両君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

副議長（小林裕和君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

副議長（小林裕和君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

副議長（小林裕和君） 異常なしと認めます。
これより議会議長選挙の投票を行います。
念のため申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長（中石嘉勝君） それでは、呼び上げます。
1番、金澤議員。

〔1番 金澤孝良君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 2番、児玉議員。

〔2番 児玉雅善君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 3番、加古原議員。

〔3番 加古原瑞樹君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 4番、千種議員。

〔4番 千種和英君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 5 番、小林議員。

〔 5 番 小林裕和君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 6 番、廣利議員。

〔 6 番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 8 番、石堂議員。

〔 8 番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 9 番、岡本義次議員。

〔 9 番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 10 番、金谷議員。

〔10 番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 11 番、岡本安夫議員。

〔11 番 岡本安夫議員 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 12 番、西岡議員。

〔12 番 西岡 正君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 13 番、平岡議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 14 番、山本議員。

〔14 番 山本幹雄君 投票〕

副議長（小林裕和君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

開票立会人の立会いをお願いします。

〔開 票〕

副議長（小林裕和君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票。うち、有効投票 13 票。無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、石堂 基君 10 票。金谷英志君 3 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、石堂 基君が、議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（小林裕和君） ただ今、議長に当選されました石堂 基君が議長におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選されました、石堂 基君から就任の挨拶を受けます。

〔議長 石堂 基君 登壇〕

議長（石堂 基君） 先ほど、行われました佐用町議会議長選挙において、多くの皆さんからご支援をいただき、議長に就任することになりました。本当にありがとうございます。

私自身、大変微力ではありますが、皆さんと共に佐用町議会のさらなる発展のために努力をしてまいります。

議員各位におかれましては、これまで同様のご協力、よろしくお願いします。

また、庵辻町長はじめ、当局の皆さんにおかれましても、これまで以上のご支援を重ねてお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いします。

（拍手）

副議長（小林裕和君） 石堂 基君の議長就任挨拶は終わりました。

それでは、石堂 基議長。議長席にお着き願います。

〔石堂 基君 議長席 着席〕

議長（石堂 基君） それでは、引続き会議を行います。

ここで、山本前議長より挨拶をお願いします。

14 番（山本幹雄君） 皆さんには、2 年前の議長当選以来、一生懸命応援、支持していただきましたことを感謝申し上げます。

無事、皆さんの協力のもと 2 年間過ごすことができましたことを、本当に感謝申し上げ、ただ、この時期、町内だけではなく全国的に、世界的に見て、大変厳しい状況ではあると思います。

石堂議長が新しく議長に就任されました。私以上に、こういった難局に向け、皆さん、力を合わせ、議長、副議長を応援しながら佐用町議会を盛り上げていてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。簡単ではありますが、挨拶といたします。

（拍手）

議長（石堂 基君） 山本議員の議長退任挨拶は終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

（次は議席の指定ですが、申し合わせのとおり、最終番に議長が入ります。ただ今、配付

しております議席表のとおり、席の移動もこの際お願いします。)

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 41 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を続行します。

それでは、議長選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 3 として、日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を追加日程第 3 とし、議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 10 時 42 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を続行します。

追加日程第 3 第 1．議席の一部変更

議長（石堂 基君） 追加日程第 3、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって、議席の一部を変更します。変更した議席は、現在着席されました議席のとおりとします。

日程第 5．議案第 62 号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 5、議案第 62 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 62 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国民健康保険と同様に後期高齢者医療におきましても、厚生労働省から傷病手当金の支給について検討の要請があり、兵庫県後期高齢者医療広域連合において、支給に向けた所要の条例改正を行い、本日 5 月 1 日から施行をされております。

後期高齢者医療制度の被保険者に傷病手当金を支給するためには、市町で申請書を受け

付けできるよう市町の後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があることから、佐用町後期高齢者医療に関する条例第2条を改正し、町において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付を加えるものでございます。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） はい、金谷議員。

9 番（金谷英志君） 国保で同じような傷病手当の支給ということでありましたが、後期高齢者のほうでも対象者は被用者ということになるのかというの確認と、それから、その被用者でしたら、どのぐらいの対象者を見込んでいるのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） はい、課長。

住民課長（山田裕彦君） まず、対象者でございますけれども、金谷議員おっしゃいましたとおり、対象につきましては、国民健康保険と同様に被用者ということになってございます。

それから、対象者の人数でございますけれども、後期高齢の制度というものが基本的には 75 歳以上の方、それから、65 歳以上 74 歳で一定の障害のある方ということになってございます。

詳細な人数につきましては、保険者が広域連合ということで、把握はしておりませんが、本町で全体として被保険者が現在、3,700 名ほどございます。

先ほども申しましたように、基本的には 75 歳以上という方なので、対象者はかなり少数ではないかというふうに思われます。以上でございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

9 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 62 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 62 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 63 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、議案第 63 号、令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 63 号、佐用町一般会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を防ぐため、国が 4 月 7 日に緊急事態宣言を発出してから 1 カ月が経過しようとしております。しかしながら、今月 6 日までの緊急事態宣言の 5 月末までの延長が検討されるなど、事態の収束はなかなか見通せない状況でございます。

そうした中で、4 月 20 日の臨時議会で議決をいただきました町内の商工業者や小中学生の子育て世帯への支援など町独自の緊急対策事業につきましては、現在、専用の窓口を開設して申請を受け付けるなど、順次手続きを進めているところでございます。

今回の補正は、1 人当たり 10 万円を給付する特別定額給付金など、新型コロナウイルス感染症対策に伴う国及び県の緊急経済対策を受けまして、佐用町として予算措置を講ずるものでございます。

補正予算の中身でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 17 億 1,145 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 146 億 8,371 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算の財源は、全額国庫支出金であり、17 億 1,145 万 2,000 円の増額計上でございます。特別定額給付金と子育て世帯臨時特別給付金に係る経費は全額国が負担をし、地方創生臨時交付金は、休業要請事業者経営継続支援事業委託料の本町負担分に充当をいたします。

次に、歳出について説明をさせていただきます。予算書 2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、16 億 7,900 万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、国が 1 人当たり 10 万円を給付する特別定額給付金に係る給付金と事務費でございます。

民生費につきましては、1,844 万 3,000 円の増額で、児童手当の受給世帯へ 1 万円を上乗せをする子育て世帯臨時特別給付金に係る給付金と事務費でございます。

商工費につきましては、1,400 万 9,000 円の増額で、休業要請を行った事業者について、休業による影響を受けるため、国の緊急経済対策の持続化給付金に加え、兵庫県と町が協調して支給する経営継続支援金の町負担分、これは 3 分の 1 の負担となりますが、その 3 分の 1 の町負担分を委託料として計上をするものでございます。

以上、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 当初のですね、子供たちの上乗せ 1 万円については、人数的には、
今、何ぼぐらいいらっしゃるのかということと、

（「2 万円」と呼ぶ者あり）

8 番（岡本義次君） 2 万円か。
それから、下の分の商工の 10 万円ですけれど、今、何か 60 人ぐらいがされておるとい
うことでございますけれど、今現在、町内にいらっしゃる方は、スムーズにできると思う
んですけれど、ちょっと町外に出ていて、ちょっと、その手続きが遅れるというような
方は、限度的には、いつまで、これ限度があるんですか。期限いうんかな。そこらへんは、
どんなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） それでは、まず、児童手当上乗せ 1 万円分の人数でございます
けれども、今、私どもで把握しておりますのは、人数 1,460 人。公務員の対象者の方が、
こちらでは、なかなか人数が把握し切れておりませんが、概算で 190 人ということで、合
計約 1,650 人の子供が対象ということで、その受給者の数としましては、保護者の方が約
1,000 人の方に 1 万円を上乗せして支給するというところでございます。

議長（石堂 基君） 給付金の手続きの期限については、どなたが答えられますか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今回の補正予算とは全く町のほうが独自でやっておりますので、関
係ないということであります。

ただ、質問でありますので、これは行政報告で、あとまた、改めて説明しようと思った
んですけれども、今、4 月 20 日に議会で承認をいただいて、給付を行っているところで
す。それにつきましては、その時に説明をしたとおりであります。人数的にはですね。対
象者はですね。

それが、どこまで、どんな方が申請をされるか分かりませんが、これは一応、期
限としては、5 月末までということで、今、事務を進めているところです。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） ここにも職員手当として、時間外勤務手当であるとか、会計年度任用職員期末手当等上がってはいるんですけども、町の（聴取不能）として、例えば、スクールバスのドライバーであるとか、それから、そのほか任用職員の皆さんで、休業について、今、職を離れていらっしゃる方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、そちらのほうの保障というんですか、手当のほうはどうなっているんでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） お答えいたします。

会計年度任用職員の方につきましては、時給以外のいわゆる月給の職員の方につきましては、通常どおり給料も期末手当も支給されるということになっております。以上でございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 5 ページの休業要請事業者経営継続支援事業委託料についてお伺いしたいんですけども、この事業の中で、資料の中でもありますけれども、対象をお聞きしたいんです。特措法に基づく休業要請と、それから特措法によらない協力依頼も、それに応じた方ということで、業種と、それぞれどれぐらいの事業者を見込んでいるのか、前回の臨時議会でも町独自の 10 万円については、あまり把握されていないということでしたけれども、ここに国のほうとしても出ましたから、こういうふうな、この支援金の委託料については、どれぐらいを業者ごとに分ければいいんですけど、どれぐらいの見込みでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） お答えさせていただきます。

この休業要請事業者の経営継続支援事業につきまして、今回、1,400 万 9,000 円を計上させていただいておるわけでございますけれども、これにつきましては、県のほうが全県下の市町につきまして、試算をしております。全体の中小事業者数に基づきまして、こ

れも経済センサスという統計から、これは中小企業庁が算出したものでございますけれども、佐用町の中小企業数を 677 というふうに読んでおられるということで、ご報告を受けております。

その中で、県の基準に基づきまして、市町平等に計算された結果が 1,400 万 9,000 円という数字でございまして、これは県からの一定の基準に基づく算出に基づく数字を、そのまま計上させていただいているというところでございます。

対象となる事業者でございますけれども、これにつきましては、多岐に及びまして、遊興施設でございますとか劇場・集会・展示施設、運動・遊戯施設、博物館等、それから学習塾等、それから商業施設等と、そして、また追加で一部の面積要件が設けられ、今回の適用から外されている分も、さらに適用になったというような状況も、先日報告を受けていますので、それにつきましては、また、後々の議会におきまして、きちっとご報告をさせていただくところになろうかとございますが、業種につきましては、今、申し上げましたとおり、相当幅の広い業種選定となつてございまして、その中におきましても、ホテル、旅館等につきましては、面積要件が設けられているとか、今回対象となっております飲食店等々においては営業時間の一部休止を求めているというようなことで、金額にも差異がございます。そういった中で、これは県もそうですし、私どももそうですが、今、申し上げました、それぞれの種別ごとに何件ずつお店があるかということは、はっきりした数字は、県のほうも私どものほうも持ち合わせてございません。

一番初めに申し上げましたとおり、経済センサスに基づく県全体の中小者数見込み数から佐用町は、その中で県が積算した数字が 644 件（後で 677 件に訂正あり）となつてございますので、そういった大まかな業種ごとというわけではなしに中小企業数を基に今回の 1,400 万 9,000 円という数字が算出されているということでございまして、申し訳ございませんが、先ほど申し上げました種別ごとの件数というところまでは、県も町のほうも把握してございません。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） はい、金谷議員。

9 番（金谷英志君） そういうふうに、予算計上する上では、そういうふうなことに、試算としては、なるんでしょうけれども、佐用町における業種もいろいろありますから、それで、やっぱり県の基準は、それはそうなんだろうけれども、ある程度、町としても把握していく、先ほど、前回の臨時会でもありました 10 万円についても、どれぐらいを、マックスを、それはさっきの答弁でも課長、マックスを見込んでいうことは、それはそうなんだろうけれども、実際のどれぐらいかいうことは、やっぱり、予算が通ってからでしようけれども、これで通ってから、どういうふうになるかということ、やっぱり町としては、それ、どのぐらいの業種が影響を受けているかということ、結果としてじゃなくて、経過の中で、それ把握しておく必要があるかと思うんですけれども、その点は、課長、いかがですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 当然、現在、商工会におきましては、業者、1 件 1 件のアンケ

ート調査のほうも実施しておりまして、それにつきましては、先日、提出期限のほうが終わっておりますので、そういった中での現在の状況等の把握も、もうしばらくしますとまとまってくるのではないかなというふうに考えてございます。

それから、例えば、遊興施設がどこどこかというような、そういったことは、私どもも、当然、考えれば分かっていたことだと思うんですけども、例えば、学習塾が誰がされておるかとか、ピアノ教室を誰がされておるとか、ちょっと今の段階では、そこまで把握できるということは申し上げられかねる状況ですが、当然、いろんな申請、今回も、今、既に申請を行っていただいておりますし、それから、今後、この休業要請事業者の経営継続事業の申請も行っていまいります。そういった中で、出てまいりました申請書等と、それから、当然、これまでの統計調査等におきまして、現在の状況と、それから、今後の対策というものに対しては、今、おっしゃいましたような統計的な数値も必要になってこようかと思っておりますので、そのへんについては、当然、大事な数字として、これから分かる範囲ですけれども、調査を進めていく必要があるというふうには、当然、認識しております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。
ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 金谷さんが指摘されたところなんですけれど、5 ページの商工業振興費の中の休業要請事業者経営継続支援事業委託料の 1,400 万 9,000 円について伺いますが、先ほど、事業者数の中で 677 件とか 644 件とか、ちょっと小さな数かもしれないんですが、ちょっと変わってきたので、そこなぜ、言い間違いなのか、それとも県の基準でいくと実際の事業者数は 677 だけど、基準に合致するのが 644 件という説明だったのか、その点、もう一度確認をお願いしたいのと、それから、今回の申請について、県が資料を前もって配っていただいているんですけど、先ほどの追加の説明の中でも、県内の事業所の対象者の要件として、面積事項が規定されていたものを外すということで、学習塾など、面積の非常に小さい、当初の予定よりも減る中で、改めて、また、この関係については、予算計上をしていくということのふうにお聞きしました。

そこで、これについては、締め切りいうたらあれですけど、申請のあり方ですけど、どれぐらいを目途にしている、これはものなんでしょうか。ちょっと、説明資料で分かりづらいので、その点、確認したいので、お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） まずは、お詫びと訂正を申し上げます。

644、677、確かに、私、そういうふうにも申し上げたと思います。申し訳ございません。これは 677 件、県の数字に基づく数字は 677 件、644 は言い間違いでございます。申し訳ございません。

まず、この追加分、追加分になりました、面積要件というのはホテルと旅館がありまし

た。それが面積要件が緩和されたというか、ホテルの場合は、もともと宿泊そのものが規制緩和されて、休業要請されてごさいませんので、その共用的に使う、集会所として、皆さんが集合してお使いになる集会の用に供する部分とかに規制がかかっていたわけでありまして、ホテルにつきましては、宿泊そのものは規制されているわけではごさいません。

それで、小規模なホテル、旅館が対象外だったんですけれども、今回、また、新たな追加で、行楽を目的とする旅館等々も、それから民泊なんかもそうなんですけれども、休業要請等々の対象になってごさいますし、先ほど申し上げた学習塾は、今の補正予算の段階では、1,000 平米、100 平米を超えるものだったんですけれども、今回、追加でいただいた分につきましては、100 平米以下のものについても、その要請の対象となっているというようなこともごさいまして、これにつきましては、財政部局とも調整する中で、追加の分につきましては、今回の補正に間に合いませんでしたので、6 月議会を目途に新たな補正をさせていただくようなことになろうかと思ひます。

ぐらいでしたかね。

13 番（平岡きぬゑ君） いつまで。

商工観光課長（真岡伯好君） 申し訳ごさいません。

それで、受付期間ですけれども、これは4月、県のほうの、実は、私どもも詳しい資料を頂戴いたしましたのが昨日でございまして、これにつきましては、受付期間は4月 28 日の火曜日、もう既に、県としては報告しておるということで、ただ、私どもがメールで確認できたのは、29 日だったんですけれども、28 日から受付を開始して、6 月 30 日までの予定ということで、私どものほうには情報のほうを得ております。あくまでも予定という形で県のほうからの情報を得ております。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 補足説明します。

この給付金につきましては、持続化給付金、これは県が国の要請で事務的なことは全て行うということで、そのために町は、その3分の1に、県が上乗せした分の3分の1を委託金として県のほうに負担金で出すという形です。

ですから、今のところ、まだ対象者、それから、その数、そういうものは、課長が説明したとおり、そうした経済センサスとか、そういう資料に基づいて、予算化をされたものであります。

ですから、実際に申請を受けて、これによって当然、それ人数が増えて、予算が足らなければ、補正予算をする。

また、これで、その中で収まれば、もう補正予算する必要もありません。

だから、こういう緊急事態のところですから、とりあえず、こうした今回の予算化をさせていただいた中で、あとは、そうした申請をいただき、給付する状況を見ながら、また、臨時的に対応していくということでもありますので、ここで細かいことは分からないというのが、この分については、特に、県が申請を受けて事務的には行いますので、町としては、それに基づいて、また、予算化をさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町内の事業所さんの中で、実際、自分が、県の休業要請事業者として適用されるのかどうか、ちょっと分からないんだという話も、ごく最近聞きました。

窓口としては、県の事業で、町が3分の1を上乗せするという制度ではあるんですけど、相談窓口は役場の商工観光課へ相談したらいいんですか。県に直接言わないといけないんですか。その点、ちょっと確認したいので、お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 私どもが、今、県のほうから報告を受けております。そういった中におきましては、この窓口は、兵庫県のほうに設置されました兵庫県経営継続支援金事務局ということになってございまして、そういった報告先の電話番号もネット等々で公表はされておるんですけども、実は、私も同じようなことを聞いておりまして、地元の業者さんからは、幾ら電話してもつながらないというようなことで、実際に、町のほうへご相談に来られる事業者さんもあることは事実です。

私どもも、先ほど町長が申し上げましたとおり内容の詳細、1つ1つの個々の事例が該当するのかなのかということまで、この計画に携わっているわけではございませんので、判断しかねますので、県のほうに、私どものほうからも連絡をさせていただくんですが、その窓口は、なかなかつながらないという状況は事実なところでございます。

ですから、私どもも相談があったお客様に対しましては、私どもの知り得る範囲で、丁寧に対応はしたいというふうに考えてございますが、相談窓口といたしましては、兵庫県経営継続支援金事務局という形になってございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） この特別定額給付金なんですけど、今の審議をさせていただいているんですが、これが通った後の給付の方法ですね。添付の資料についてありますけれども、これ申請の方法に関して、国において整備する受付システムを通じてマイナンバーカードを活用するというふうに書いてございます。

今、佐用町内で、どれぐらいの発行がされているのか。

また、近隣というのか、兵庫県下の都市部に行きますと、こういった発表がされたということで、マイナンバーカードの発行窓口が非常に混雑しているというような情報もあります。佐用町の給付の方法、また、このマイナンバーカードに関する混雑だとか、トラブルというのが、町民側の給付を受ける側からしてないのか。また、そういったことで、行政側の窓口としての課題はないのかというふうなことをお尋ねしたいんですけども。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

マイナンバーカードの発行数とか、そういった発行の事務の状況については、住民課長のほうからお答えしたいと思うんですけども、特別定額給付金を受ける申請に当たって、マイナンバーカードがあれば、それで事足りるのかと言え、そうではございません。

当然、マイナンバーカードを使って、パソコンかスマートフォン、それで申請を行うんですが、パソコンであれば、当然、カードリーダーというものがようになりますし、スマートフォンであれば、OSがアンドロイドか iPhone では7以上でしたか、そういったものでないと IC カードを読み取る機能がないということです、そういったことを機能を備えた上でじゃないとマイナンバーカードが使えないということでございますので、そこはご理解願いたいと思います。

以上でございます。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 千種議員のご質問のマイナンバーカードの件でございます。

詳細な数字、誠に申し訳ないんですけども、ここでちょっと申し上げるほどの数を把握できておりません。申し訳ございません。

現在の受付とか発行の状況でございますけれども、現在、月に1回日曜日の受付も開始しております。

それから、役場の窓口にお越しいただいた場合には、写真等の撮影もこちらのほうで、職員が行いまして、手続きの簡素化を図って実施をしております。

そういった中で、日曜日は、結構、何十人という方がお見えになっておるという状況でございますけれども、まだ、県下の状況見ましても、発行数としては、他市町と比較しますと、そんなに多いとは言えないという状況でございます。

率で申しますと、大体 20 パーセント前後の発行数になっているということでございます。

以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） すみません。

僕、聞きたかったのは、率がどうこう高い低いじゃなしに、ここにこういった形で、マイナンバーカードと書かれているんで、多分、この給付金に関しては、地域の住民の方は非常に期待をされているお金だと思うんです。それに関して、給付に関しての課題がないのかというようなところなんですけれども、そのへんは、どんな感じなんですかね。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君）

総務課長。

総務課長（藤木 卓君）　まず、定額給付金、これを受けるための今後の事務の流れということなんですけれども、そこに書いておりますようにオンライン申請ですね、マイナンバーカードを使ったオンライン申請と、それから郵送でできるということが書いてありますが、私どもとしては、ほとんどの方が郵送になるという前提で進めておるんですが、まず、こちらで、申請書というものを全世帯に送ります。その申請書には、世帯の方の氏名をプレプリント、事前に書いておって、この方々の人数分ですよろしいか。例えば、4人の家族でしたら4人分で40万円ということを書かせていただきます。それで、その申請書の下段のほうには、振込先の口座番号を書いてくださいと。

ただし、できれば水道料金とか税金の引き落とし口座を選んでいただくように、そこに誘導するような書き方はします。

その申請書を書いていただいて、返信用の封筒に入れていただいて、こちらの総務課のほうへ送っていただくと、それで、その申請書を、中身をチェックして、間違いのないということになれば、また、こちらから交付決定書というものを世帯に送ります。交付決定書を送った時点で、その分の振込データをつくって、大体1週間単位でまとめて振り込むような想定をしておりますので、そういった振込データを農協さんに持って行って、それで振り込むと。

それで、一連の作業が終わるわけです。

ですから、確かにマイナンバーカードを使ったオンライン申請というものは早くできるわけなんですけど、それを、そのデータを、こちらの佐用町が佐用町の住民の方を選んでダウンロードして、そのデータを、こちらの給付する側のシステムに取り組むということをしなればいけませんので、例えば、今日からオンライン申請をされたとしても、こちらの佐用町の受取側のシステムというのは、大体今月中旬ぐらいですか、それをめどに構築を進めてまいりたいと考えておりますので、今しばらく給付のほう、振込のほうは、ちょっと時間かかるんですけれども、国が言うておりますように、今月中に振込、第一次の振込ができるように、ただ今、準備をすすめているところでございます。以上でございます。

議長（石堂 基君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君）

金谷議員。

9番（金谷英志君）

その10万円の給付ですけれども、ここに書いてあるように、なるべく迅速に行うということですが、ゴールデンウィークというのは、この期間入りますから、その段階で申請書を送るということだけでもできるんでしょう。ゴールデンウィーク明けに申請書は送るというふうなことになるんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君）

はい、総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

先ほど、事務の流れを申し上げましたが、その事務の流れは、1つのシステムとしてやるということで進めておるんですが、こちらの考えは、こちらから送る申請書にバーコードをつけて送って、その返ってきた申請書を、こちらのシステムでバーコードリーダーで読み込んで以後の処理をしたいというふうに考えておりますので、できれば構築するシステムで申請書をプリントしてやりたいというふうに考えております。

ですが、それが、こちらの予定の今月中旬以降、ずれ込むようなことがあれば住民基本台帳のシステムを利用して、町独自でバーコードのない申請書を送るということも想定して、二段構えで、なるべく早く申請書を各世帯に届けるような準備は進めておるわけでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） ということは、なるべく急いでも中旬が一番早いということで、よろしいのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 既に、報道等で先行して、そうした給付金を給付しているところも出てきます。それは、ほとんどのところが、小さな人口の少ない村とか町、ある程度、職員が手作業で確認をして、直接持って行ったりというようなことが出ているところが、報道であらしてされておりますけれども、やはり確実に、これはそれぞれのところに、きちっと給付ができるように、これはやっぱり住民基本台帳から、きちっとしたシステムをつくって、間違いなく確実に届くように、その最短を早くできるようにという努力はさせております。

それが、今、コンピューターのそうしたシステムをつくるために、大体今月中旬ぐらいまでには、それができて、それに基づいて、きちっと、そのバーコードでもって送る。また、きちっと届いた、収納したと、届けたということが確認ができて、漏れのないように、間違いなくできるようなシステムとしてやっていけるためには、若干のそうした、そういうシステムをつくる時間が必要です。

ですから、今、課長が申しましたように、どことも同じような状況ですから、システムエンジニアのほうも、なかなか佐用町だけというわけにいかないですけれども、これコンピューターの世界の中で、私とこは日立が、今、システムをつくっておりますけれども、そういうところが基本的なものをつくったものを、佐用町の住民基本台帳をもって、きちっと構築するというので、今のところ中旬ぐらいにはできるだろうということですので、それが最短で努力しているというふうにご理解いただきたいと思います。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

9 番（金谷英志君） 分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 63 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 63 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） 次に、佐用町議会常任委員会委員の選任等の議会構成に関する案件であります。
常任委員会委員の選任にあたっては、希望する常任委員会名と氏名を常任委員会希望用紙に記載し、提出していただき、できる限り希望される常任委員会に所属していただくこととしますが、希望者が定数を超過する委員会については、議長が会議に諮って指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
次に、議会運営委員会委員の選任については、申し合わせ事項として、各常任委員会から 3 名を選出、そのうち、1 名は常任委員長をもって指名することとしています。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
次に、広報特別委員会委員の選任については、申し合わせにより、各常任委員会から 3 名を選出、そのうち、副議長及び各常任委員会副委員長を充て、委員長に副議長を充てることとしています。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
そして、各委員会正副委員長の選任については、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会ごとに互選をお願いします。
ここで、当局の皆さんにお知らせします。これ以後の日程は、しばらく議会内の案件が続きますので、恐れ入りますが、私が参集をお願いするまで、退席をお願いしたいと思います。

ここで、暫時休憩します。
議員の皆さんにおかれましては、議会構成の調整のため、議員控室にお願いをします。

〔当局 退席〕

午前 11 時 23 分 休憩

午後 01 時 16 分 再開

議長（石堂 基君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 7．佐用町議会常任委員会委員の選任の件

議長（石堂 基君） 次は、日程第 7 に入ります。

日程第 7 は、佐用町議会常任委員会委員の選任の件であります。

常任委員会委員は、委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、議長において指名します。
事務局長に所属の委員会と、その氏名を朗読させます。

議会事務局長（中石嘉勝君） それでは、常任委員会の構成委員を報告させていただきます。

総務常任委員会、加古原議員、竹内議員、山本議員、岡本安夫議員、西岡議員、平岡議員、石堂議長。以上です。

産業厚生常任委員会、金澤議員、児玉議員、千種議員、小林議員、廣利議員、岡本義次議員、金谷議員。以上です。

議長（石堂 基君） ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれを指名したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれが常任委員会委員に選任されました。

ここで、常任委員会の委員長及び副委員長であります。委員会条例第 8 条第 2 項の規定に、「委員長及び副委員長は、委員会において互選する。」とあります。

そこで、先ほど、各常任委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定されていますので、事務局長に各常任委員長及び副委員長の氏名を朗読させます。

議会事務局長（中石嘉勝君） それでは、報告いたします。

総務常任委員会委員長、加古原瑞樹議員。副委員長、平岡きぬゑ議員。以上です。

次に、産業厚生常任委員会委員長、廣利一志議員。副委員長、金澤孝良議員。以上です。

議長（石堂 基君） ただ今事務局長に朗読させましたとおり、各常任委員長及び副委員長が決定しましたので報告します。

日程第 8．佐用町議会運営委員会委員の選任の件

議長（石堂 基君） 続いて、日程第８に入ります。

佐用町議会運営委員会委員の選任の件であります。

議会運営委員会委員は、委員会条例第４条第２項及び第７条第３項の規定により、議長より指名ます。

事務局長にその氏名を朗読させます。

議会事務局長（中石嘉勝君） それでは、朗読します。

議会運営委員会、加古原議員、千種議員、廣利議員、竹内議員、金谷議員、岡本（安夫）議員。以上でございます。

議長（石堂 基君） ただ今事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれが佐用町議会運営委員会委員に選任されました。

続いて、議会運営委員会の委員長及び副委員長であります。委員会条例第８条第２項の規定に、「委員長及び副委員長は、委員会において互選する。」とあります。

そこで、先ほど、議会運営委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定していますので、事務局長にその氏名を朗読させます。

議会事務局長（中石嘉勝君） それでは、選出されました議会運営委員会の委員長、副委員長を報告させていただきます。

委員長、千種和英議員。副委員長、岡本安夫議員。以上でございます。

議長（石堂 基君） ただ今事務局長に朗読させましたとおり、委員長及び副委員長が決定しましたので報告します。

ここで、しばらく休憩します。

午後０１時２１分 休憩

午後０１時２２分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を続行します。

議長（石堂 基君） 議会広報特別委員会の現委員、竹内議員、金澤議員、小林議員、廣利議員、平岡議員、そして、私から、議会広報特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。現委員全員の辞任願にかかる議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第４の第１として議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の辞任の

件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第4第1．佐用町議会特別委員会委員の辞任の件（議会広報）

議長（石堂 基君） 追加日程第4の第1に入ります。

お諮りします。議会広報特別委員会委員全員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員全員の辞任を許可することに決定しました。

ただ今、議会広報特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りします。議会広報特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第4の第2として、議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第4第2．佐用町議会特別委員会委員の選任の件（議会広報）

議長（石堂 基君） 追加日程第4の第2に入ります。

議会広報特別委員会委員の選任の件であります。

先ほど、議会広報特別委員会委員が欠員となりました。このため、議会広報特別委員会委員を、委員会条例第7条第3項の規定により、議長において指名します。

事務局長に、その氏名を朗読させます。

議会事務局長（中石嘉勝君） それでは、議会広報特別委員会の委員を報告します。

金澤議員、加古原議員、千種議員、小林議員、岡本安夫議員、平岡議員。以上でございます。

議長（石堂 基君） ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれが議会広報特別委員に選任されました。

続いて、委員長及び副委員長であります。委員会条例第8条第2項の規定に、「委員長及び副委員長は、委員会において互選する。」とあります。

先ほど、議会広報特別委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定しております

ので、事務局長に、その氏名を朗読させます。

議会事務局長（中石嘉勝君） 選出されました、議会広報特別委員会の委員長、副委員長を報告させていただきます。

委員長、小林裕和副議長。副委員長、金澤孝良議員。以上です。

議長（石堂 基君） ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、委員長及び副委員長が決定しましたので報告します。

議長（石堂 基君） ご報告します。播磨高原広域事務組合議会の現組合議員、山本議員、千種議員、廣利議員、岡本義次議員、金谷議員、以上5名から、辞任願が提出され、本町選出の組合議員が欠員となりました。

お諮りします。播磨高原広域事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第4の第3として、選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、播磨高原広域事務組合議会議員の選挙の件を、追加日程第4の第3として、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4第3．播磨高原広域事務組合議会議員の選挙の件

議長（石堂 基君） 追加日程第4の第3に入ります。

播磨高原広域事務組合同規約第5条の規定により、構成市町の組合議員の定数は5名で、第5条第2項第1号の規定により、1名は議長を充てることになっており、4名の組合議員を選出することになります。

それでは、播磨高原広域事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（石堂 基君） ただ今の出席議員は13名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2名を決めたいと思います。

お諮りします。5番、小林議員。6番、廣利議員。以上の両議員を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

ここで、投票に当たっては、議長の私を除く13名の議員が被選挙人となることを確認しておきます。

これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石堂 基君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

議長（石堂 基君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（石堂 基君） 異常なしと認めます。
これより投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

議会事務局長（中石嘉勝君） それでは、呼び上げます。
1 番、金澤議員。

〔1 番 金澤孝良君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 2 番、児玉議員。

〔2 番 児玉雅善君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 3 番、加古原議員。

〔3 番 加古原瑞樹君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 4 番、千種議員。

〔4 番 千種和英君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 5 番、小林議員。

〔5 番 小林裕和君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 6 番、廣利議員。

〔6 番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 8 番、岡本義次議員。

〔 8 番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 9 番、金谷議員。

〔 9 番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 10 番、山本議員。

〔10 番 山本幹雄君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 11 番、岡本安夫議員。

〔11 番 岡本安夫議員 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 12 番、西岡議員。

〔12 番 西岡 正君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 13 番、平岡議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 14 番、石堂議長。

〔14 番 石堂 基君 投票〕

議長（石堂 基君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

開票立会人の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石堂 基君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票。有効投票 13 票。無効投票ゼロ票。

有効投票中、千種議員が 4 票。岡本義次議員が 3 票。小林議員が 3 票。金谷議員が 3 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 1 票であります。したがって、千種議員、岡本義次議員、小林議員、金谷議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（石堂 基君） 本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、千種議員、岡本義次議員、小林議員、金谷議員に当選の告知をします。

よって、千種議員、岡本義次議員、小林議員、金谷議員、私が、播磨高原広域事務組合議会議員に選出されました。

議長（石堂 基君） ご報告します。にしはりま環境事務組合議会、現組合議員の山本議員、金澤議員、西岡議員、平岡議員、以上4名から、にしはりま環境事務組合議会議員の辞任願が提出され、本町選出の組合議員が欠員となりました。

お諮りします。にしはりま環境事務組合議会議員選挙の件を日程に追加し、追加日程第4の第4として、選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、にしはりま環境事務組合議会議員の選挙の件を追加日程第4の第4として、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4第4．にしはりま環境事務組合議会議員の選挙の件

議長（石堂 基君） 追加日程第4の第4に入ります。

にしはりま環境事務組合同規約第5条の規定により、構成市町の組合議員の定数は4名となっています。

佐用町議会の申し合わせは、定数のうち1名は議長を充てるとなっていますが、組合同規約によることなく、1つの選挙を指名推選と投票の方法によることは、昭和4年9月の内務省決定により違法とされていますので、定数のうち1名は議長を充てるとの申し合わせをお含みいただき4名の組合議員を選出することになりますので、よろしくお願いします。

それでは、にしはりま環境事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（石堂 基君） ただ今の出席議員は13名であります。

会議規則第31条第2項の規程により、開票立会人2名を決めたいと思います。

お諮りします。8番、岡本義次議員。9番、金谷議員。以上の両議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

ここで、14名の全議員が被選挙人となることを確認しておきます。

これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石堂 基君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

議長（石堂 基君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（石堂 基君） 異常なしと認めます。
これより投票を行います。

念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

議会事務局長（中石嘉勝君） それでは、呼び上げます。
1 番、金澤議員。

〔1 番 金澤孝良君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 2 番、児玉議員。

〔2 番 児玉雅善君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 3 番、加古原議員。

〔3 番 加古原瑞樹君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 4 番、千種議員。

〔4 番 千種和英君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 5 番、小林議員。

〔5 番 小林裕和君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 6 番、廣利議員。

〔6 番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 8 番、岡本義次議員。

〔8 番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 9 番、金谷議員。

〔9 番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 10 番、山本議員。

〔10 番 山本幹雄君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 11 番、岡本安夫議員。

〔11 番 岡本安夫議員 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 12 番、西岡議員。

〔12 番 西岡 正君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 13 番、平岡議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長（中石嘉勝君） 14 番、石堂議長。

〔14 番 石堂 基君 投票〕

議長（石堂 基君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

開票立会人の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石堂 基君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票。有効投票 13 票。無効投票ゼロ票。

有効投票中、私が 4 票。児玉議員が 3 票。西岡議員が 3 票。山本議員が 3 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 1 票であります。したがって、児玉議員、西岡議員、山本議員、議長の私が当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（石堂 基君） 本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、児玉議員、西岡議員、山本議員、私に当選の告知をします。

よって、児玉議員、西岡議員、山本議員、私が、にしはりま環境事務組合議会議員に選出されました。

議長（石堂 基君） ご報告します。西はりま消防組合議会、現組合議員の山本議員、加

古原議員の2名から、西はりま消防組合議会議員の辞任願が提出され、本町選出の組合議員が欠員となりました。

お諮りします。西はりま消防組合議会議員選挙の件を日程に追加し、追加日程第4の第5として、選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、西はりま消防組合議会議員の選挙の件を追加日程第4の第5として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4第5．西はりま消防組合議会議員の選挙の件

議長（石堂 基君） 追加日程第4の第5に入ります。

西はりま消防組合、組合同約第5条の規定により、構成市町の組合議員の定数は2名となっています。

佐用町議会の申し合わせにより、定数のうち1名は議長を充て、もう1名は産業厚生常任委員長を充てることになっています。

そこで、お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

続いて、お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。まず、1名は、私、議長の石堂。そして、もう1名は、産業厚生常任委員長の廣利議員の2名を指名します。

お諮りします。ただ今、議長において指名した者を、西はりま消防組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました2名が西はりま消防組合議会議員に当選しました。

本席から会議規則第32条第2項の規定により、廣利議員と私に当選の告知をします。

よって、廣利議員と私、石堂が、西はりま消防組合議会議員に選出された。

ここで暫時休憩します。

午後 0 1 時 5 0 分 休憩

午後 0 2 時 1 7 分 再開

〔当局入場〕（町長・副町長・教育長・総務課長のみ）

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第 4 第 6．同意第 3 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、追加日程第 4 の第 6 に入ります。
同意第 3 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
地方自治法第 117 条の規定によって、岡本安夫議員の退場を求めます。

〔岡本安夫君 退場〕

議長（石堂 基君） 議案書を配付していますので、事務局長に朗読させます。

議会事務局長（中石嘉勝君） 同意第 3 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を佐用町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 5 月 1 日提出。佐用町長、庵逄典章。

記、現住所、佐用町下石井 1299 番地。

氏名、岡本安夫。

生年月日、昭和 29 年 1 月 23 日生まれ。以上でございます。

議長（石堂 基君） 事務局長の朗読が終わりました。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逄町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 3 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

議会選出の本町監査委員に、議会役員構成の中でご推薦をいただきました岡本安夫議員を、本町監査委員として選任いたしたく、地方自治法第 196 条の規定により提案をさせていただきます。

ご同意賜りますように、お願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第3号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、同意第3号は同意することに決定しました。
岡本安夫議員の入場を求めます。

〔岡本安夫君 入場〕

議長（石堂 基君） 会議を続行します。
岡本安夫議員に告知します。
ただ今、監査委員選任の件は同意されました。

議長（石堂 基君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。今期臨時会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
よって、第95回佐用町議会臨時会は、これをもって閉会します。

午後02時21分 閉会

議長挨拶

議長（石堂 基君） 閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。
非常に不慣れな議事進行でありましたけれども、議員各位並びに関係者の皆様のご協力により無事案件を終えることができました。本当にありがとうございました。
引き続き、行政においても、あるいは町内においても新感染症の課題が大きいのかかり、まだまだ大変な時期が長引きそうであります。
議員各位、また、庵迩町長をはじめ町関係者の皆様におかれましても、お体に十分注意をしていただき、万全の体制で各職務に精励をしていただきたいと思います。
簡単ではありますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
庵迩町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵迩典章君） 失礼します。

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

まず、最初に、本議会で議会の役員構成が新しく決定をされたところであります。まずは、前山本議長、また、今日は、体の不調のために、昨日、退任届が出されました竹内副議長をはじめ、それぞれ議会の役職について、議会の運営に当たっていただきました皆さん方それぞれに厚くお礼を申し上げたいと思います。

本当に、この2年間、町行政、安定した行政の推進のためにご尽力を賜りましたこと、そうした議長や副議長をはじめ、全ての議会の議員皆さん方に御礼を申し上げます。

今日、新しく就任されました石堂議長、そして、小林副議長をはじめ、それぞれ新しい役職に就かれました皆さん方におかれましても、引き続いて町政安定のために、町運営のためにご指導と、また、ご協力をいただき、町行政が安定して推進できますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

非常に、これから新型コロナウイルスというのは、突如、降ってわいたような、大変な、今、事態になっておりますけれども、町としても合併して、ちょうど15年目を迎えて、いよいよ今年度をもって合併特例法による交付税の算定替も全て終了をいたします。

また、人口の減少問題の課題、これますます大きな急激な減少が、これから続いていくということを感じなければなりません。

非常にこれから厳しい、この状況の中で、ここに来て、新たな、この新型コロナウイルスという問題が、のしかかっております。

何としても、町だけで、これは対処できるものではありませんけれども、この緊急事態を1日も早く乗り越えて、また、町民の皆さんが安心して、日々暮らしが成り立つような町として、町行政としても最大限の努力をしていかなければならないと思っております。

それに当たりましては、議会の皆さん方と一緒に町のために一緒に、また、町の安定した運営を図っていきたいということで、そういう思いを強くしているところでありますので、ひとつ引き続いてよろしくお願い申し上げます。

本日は、提案させていただきました議案、特に、国の緊急経済対策、コロナ対策の補正予算に伴う町としての執行を行うための補正予算等ご承認いただきました。この定額給付金につきましても、できるだけ早く町民の皆さんに届けるように、しっかりと確実に届けるように、これから職員一同、努力をしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

誠に本日はありがとうございました。

議長（石堂 基君）

それでは閉会をします。